第7章 その他、景観形成に必要な事項

第7章 その他、景観形成に必要な事項

7.1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報の提供はもとより、まちの活気や賑わいを創出する特性を 併せ持つ等、都市空間を構成するための重要な要素です。しかし、無秩序に広告物が氾濫してしまう と、自然景観や都市景観に大きな影響を与え、良好な景観形成を大きく妨げることとなります。

本市は、これまで「福岡県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する許可等に取り組んできましたが、今後は、屋外広告物法に基づく「(仮称)小郡市屋外広告物条例」の制定を検討し、建築物等とあわせて景観形成の上で重要な要素である屋外広告物の位置、形態・意匠、色彩等について、周囲の景観と調和した適切な誘導を図ります。

1) 基本方針

- ① 主要な道路、鉄道及び河川から見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ② 歴史的な町並みや建造物、樹木等の景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣きを損ねないよう表示又は設置位置に配慮する。
- ③ 非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。
- ④ 田園・集落地の景域や丘の景域では、人工物が目立ちやすく、自然景観や田園景観を損ねるおそれが大きいため、屋外広告物の掲出数を最小限にとどめるよう配慮する。掲出する場合は、周辺環境と調和するよう大きさ、高さ、色彩等に配慮するとともに、夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤ 市街地の景域では、賑わいや潤いの創出を図るとともに街並みや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないよう配慮する。

2)景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導方針を次のとおり定めます。 許可に関する詳細な規準については、(仮称)小郡市屋外広告物条例において必要な制限を定めるものとします。

- ① 屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、 高さは必要最小限とする。
- ② 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、調和したものとする。
- ③ 主要な交差点等に案内表示を設置する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ④ 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤ 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示又は設置 しないよう努める。
- ⑥ 屋上広告物は、スカイラインを乱さないよう配慮した上で表示するか、設置しないよう努める。
- ⑦ 野立て看板*が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないよう配慮する。

※野立て看板:街路や路地、田畑等に設けて、通行人や乗客に店舗や企業等を PR、案内、誘導するための看板。

7.2 景観重要公共施設の整備に関する事項

1) 指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。そのため、市内の公共施設のうち、次の要件を満たす施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、周辺の土地利用との調和を図りながら、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導します。

なお、景観重要公共施設は必要に応じて管理者との協議の上、随時追加して指定できるものとします。

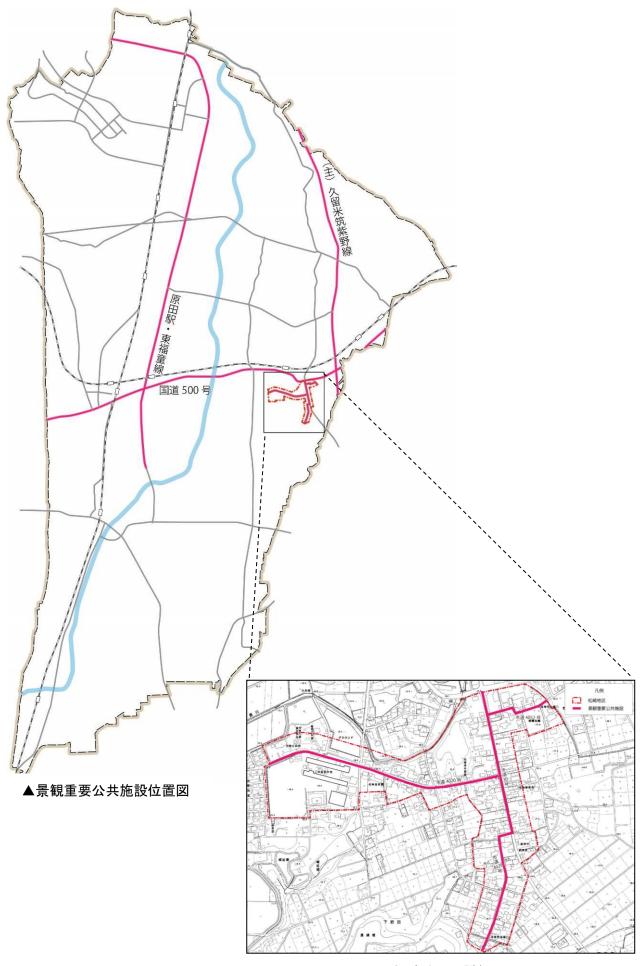
- ①本市の景観形成において重要な軸や拠点となっている公共施設
- ②施設の整備に伴い良好な景観を再生・創出する等、景観形成の先導的な役割を果たす公共施設

2) 対象施設

対象となる景観重要公共施設は、以下のとおりとします。

分類	施設名•路線名	管理者
河川	宝満川	国•福岡県
道路(広域)	国道 500 号	田
	(主)久留米筑紫野線	福岡県
	都市計画道路原田駅東福童線	小郡市
道路(景観形成重点地区内)	市道 30 号	小郡市
	市道 4020 号	小郡市
	市道 4028 号	小郡市
	市道 4052 号	小郡市

(主):主要地方道



▲松崎地区 詳細図

3) 公共施設の整備方針

(1) 河川

周囲の自然環境や、これまで培われてきた自然や生物の営みとの調和を図りながら、良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- ① 地域に親しまれ固有の景観を作り出してきた井堰等の構造物、樹木、植物等については、治水・ 利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努める。
- ② 地域に親しまれている貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に配慮する。
- ③ 自然環境との調和に配慮した素材、形態・意匠となるように努める。
- ④ 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り親水性の高い空間整備に努める。

(2) 道路(広域)

連続した良好な道路景観を形成するため、道路整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- ① 路線ごとの景観特性に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感を与えない仕様となるように努める。
- ② 車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観(シークエンス景観)に配慮する。
- ③ 宝満川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態・意匠となることや、地域のシンボル やランドマークとなることが望まれる場合があるため、地域住民やNPO等、地元関係者の意 見の反映や、専門家による助言等による景観形成に努める。

(3) 道路(景観形成重点地区内)

近世の街道等、個性を生かした景観まちづくりを進める地区における町並みの形成には、道路空間の整備のあり方が大きな影響を与えます。そこで、地区レベルで「道」を中心に景観まちづくりが進み、町並み形成が図られる地区において、景観上重要な役割を果たす道路を景観重要道路に指定し、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

- ① 地域の歴史や文化を継承する景観の形成に配慮し、並木や樹木等の重要な景観資源は、適切に 保全し、道路景観を形成する要素のひとつとして活用に努める。
- ② 道路空間のみが過度に目立たないよう留意し、周囲の景観との調和に配慮する。

4) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、応急復旧等を除き、景観に配慮しながら復旧のための整備を行なうことが必要です。

そのため、日頃から地域住民の景観に関する情報の 共有を図り、従前に形作られていた景観を参考としな がら整備を行なうことを促します。

また、住民、地域団体、行政をはじめとする関係機関が、復旧時にも適切に対応できるための連絡体制を整えます。

